

**日本舞踊の流派の名取の地位にあることの確認を求めた訴えが司法審査の対象になるとした事例**

- 【文献種別】 判決／東京高等裁判所  
【裁判年月日】 平成28年12月16日  
【事件番号】 平成28年（ネ）第3105号  
【事件名】 損害賠償等、総会決議不存在確認請求控訴事件（花柳流花柳会事件）  
【裁判結果】 控訴棄却  
【参照法令】 裁判所法3条  
【掲載誌】 判時2359号12頁

LEX/DB 文献番号 25544737

**事実の概要**

X（原告・被控訴人）は、花柳流の三世宗家家元の後見人の一人としてその補佐役を務めていたAの孫であり、花柳流の名取として活動していた。Y<sub>1</sub>（被告・控訴人）は花柳流において四世宗家家元として活動している日本舞踊家であり、Y<sub>2</sub>（被告・控訴人）は花柳流の宗家家元及び名取を構成員たる会員とし、花柳流花柳会会則という名称の会則を定め、機関誌の刊行、講習会の開催等の事業を行っている団体である。

XはY<sub>1</sub>から、平成26年4月9日付けで花柳流の名取から除名し、Xによる花柳流の苗字芸名（名取名）及び流派の流紋の使用を禁止する旨の処分を受けた（以下、「本件除名処分」という。）。除名の理由は、Xが自らの名取名を冠した会において、数度にわたり、既に花柳流から除名された者を参加させ、許されていない苗字芸名や流紋を使用させたこと、及び必要な事前届出等の手続を経ることなく、勝手に特定の演目を上演したこと等であった。Xはこの除名処分の無効を主張し、Y<sub>1</sub>に対して、自らが花柳流の名取の地位にあることの確認、Y<sub>2</sub>に対して同会の会員の地位にあることの確認等を求めて提訴した。

以下、花柳流の名取の地位の確認請求が司法審査の対象となるか否かに絞って、判旨をみていくこととする。

第一審（東京地判平28・5・25判タ1448号202頁）は、裁判所がその固有の権限に基づいて審判する

ことのできる対象は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」であり、これはあらゆる法律上の係争を意味するものではなく、「例えば、一般市民社会の中であってこれとは別個に自律的な法規範を有する特殊な部分社会における法律上の係争のごときは、それが一般市民法秩序と直接の関係の有しない内部的な問題にとどまる限り、その自主的、自律的な解決に委ねるのを適当とし、裁判所の司法審査の対象にはならないと解するのが相当である」との一般論を述べた後、花柳流の名取の地位に基づいて様々な権利利益を付与され享受しているのであり、これらの権利利益は単なる事実上の利益にとどまらず法的利益と評価されるものであり、花柳流の名取の地位を喪失した場合には、その地位の喪失それ自体を直接の原因として、上記法的利益としての権利利益を享受できなくなることや、花柳流において名取の地位が統一的な法規範に基づく規律の中核を成すとともに組織の中核を成すY<sub>2</sub>の構成員の資格であるなど、重要な法的地位と評価されること等に鑑みれば、除名処分を受けた花柳流の名取による名取の地位の確認を求める請求の訴訟物は、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまるものとはいえず、一般市民法秩序と直接の関係を有する法律問題に当たるとした。さらに、本件除名処分の適否は、Y<sub>1</sub>が処分権者として本件除名処分を行うにあたってその裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったか否かという観点から争われており、このような裁量処分の適否に係る判断は、

除名処分等の懲戒処分の適否全般について一般に採られている判断枠組み（最判平 18・9・14 集民 221 号 87 頁参照。処分者の裁量権の行使が、全く事実の基礎を欠くか又は社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を超え又はこれを濫用してされたと認められる場合には、無効となる。以下、「最判平成 18 年ルール」とする。）に基づく裁判所の審査に適する事項といえるから、訴訟物は、法令の適用により終局的に解決することができるものであるとし、これは裁判所法 3 条 1 項にいう「法律上の争訟」に該当し、司法審査の対象となるとした上で、X の名取の地位確認請求を認容した。

これに対して Y<sub>1</sub> 及び Y<sub>2</sub> が控訴したのが本件である。

## 判決の要旨

控訴棄却。

「Y<sub>1</sub> らは、Y<sub>1</sub> に対して X が花柳流の名取の地位にあることの確認を求める請求及び Y<sub>2</sub> に対して X が Y<sub>2</sub> の会員の地位にあることの確認を求める請求がいずれも司法審査の対象になるという原審の判断について、花柳流が家元制度を採用して花柳の『名』や『振り・型』を保存・伝承しようとした趣旨や家元制度における家元の権限、家元及び名取の責務に鑑みれば、本件はおよそ法律を適用して解決することができないものであることは明らかであるなどと主張する。

しかし、花柳流の名取の地位を基礎とする権利利益は、著作権が取得されている花柳流の舞踊の振り付けを上演するための権利の基盤であり、日本舞踊家としての職業活動及び事業活動の基盤であることに加え、Y<sub>2</sub> の総会における議決権を伴う会員資格の基盤でもあることからすれば、花柳流の名取がその地位に基づいて享受する権利利益は、単なる事実上の利益にとどまらず、法的利益と評価されるべきものであって、除名処分を受けた花柳流の名取による名取の地位の確認請求は、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまるものとはいえず、一般市民法秩序と直接の関係を有するものというべきであることは、原審の説示するとおりである。Y<sub>1</sub> らの指摘する諸事情は、花柳流の名取がその地位に基づいて享受する上記権利利益の評価を左右するもので

はなく、名取の地位の確認請求に係る上記判断に影響しない。

そして、本件除名処分について、日本舞踊の流派である花柳流に属する者が遵守すべきものとされる花柳流規則に基づいて行われたものであり、団体の自治を尊重すべきであるという Y<sub>1</sub> らの指摘を考慮しても、本件除名処分の効力の有無については、懲戒処分の効力の判断において一般的に採られている判断枠組みに基づき、処分権者である Y<sub>1</sub> による裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったか否かという観点から判断することができるから、本件における名取の地位の確認請求が法令の適用により終局的に解決することができるものに当たるといふべきであることは、原審の説示するとおりである。」<sup>1)</sup>

## 判例の解説

### 一 問題の所在

社会には、そこで一般的に妥当する法秩序とは別に、それぞれの団体の持つ規律に従って活動する団体が多数存在する。その団体内部で紛争が生じたときに、団体の自律的な解決に不満を持つ者が司法の場で解決を望む場合、当該団体の性質との関係で、そもそも裁判所が法律を適用して終局的に解決できる紛争（法律上の争訟）なのか、あるいは団体の自治との関係で、司法がどこまで介入できるのか、団体の自律権の尊重と不利益を受ける者の司法上の救済の必要性との調和の問題が生じる<sup>2)</sup>。これまで判例では、政党、議会、学会、大学（对学生や教授会）、宗教団体、弁護士会、司法書士会、公認会計士協会、スポーツ連盟（学生スキー連盟）、行政機関、自治会等、多種多様の団体内部の規律をめぐる紛争が問題となってきたが、本件は、伝統芸能（日本舞踊）の保存・伝承を目的とする団体（流派）の内部処分の適否、及び伝統芸能上の地位である名取の地位確認が司法審査の対象となるかが争われた事例である。

伝統芸能上の地位確認について、これまで法律上の争訟性を認めた事例は見当たらないが、何をもちて一般市民法秩序と直接の関係があるとするか、また法律上の争訟に当たるとしてどこまで団体の内部的処分を審査の対象とするかについては、団体の規模や目的、被処分者の受ける不利益

の程度など、個々の事案ごとに判断が分かれるところであり、本判決もそれを示す事例の一つである。

## 二 従来の判例・学説

### 1 法律上の争訟性と一般市民法秩序

一般に法律上の争訟性について審査する際には、訴訟物、次に訴訟物判断の前提問題を順次チェックする二段階審理モデルがとられている<sup>3)</sup>。従来は主に、宗教団体内部の紛争が裁判所に持ち込まれたときに、宗教上の教義や信仰の解釈に立ち入らずに法律の適用によって紛争を終局的に解決できるか、という形で問題となってきた。従来の判例は、訴訟物が宗教上の地位であるという理由だけで法律上の争訟性を否定するのではなく、それが組織法上の地位やそれに付随する様々な経済的利益、社会的名誉等と結びついている場合には、司法審査の対象となってきた<sup>4)</sup>。例えば、壇徒の地位について、団体の代表役員を補佐する機関である総代に選任されるための要件であり、予算編成、不動産の処分等の団体の維持経営に係る諸般の事項の決定につきその意見が反映され、団体の運営に参画する体制になっていることを根拠に(最判平7・7・18民集49巻7号2717頁)、カトリックの特定教会の主任司祭の地位については、司祭館内で生活する利益、生活費や恩給を受ける権利を根拠に(大阪高判昭52・5・26判タ359号236頁)、仏教寺院における法中の地位については、お布施を門徒から受ける経済的地位ないし財産的権利を根拠に(福岡高判平14・10・25判時1813号97頁)、それぞれ法律上の地位であるとされている。一見すれば宗教上の地位に結びつくのは宗教的行為ではあるが、その実質が生活の基盤をなして、住居や給与など、法的な地位に伴う経済的・社会的利益に結びついているのであれば、法律上の地位と同視すると判断しているといえる<sup>5)</sup>。

また、法律上の地位該当性の判断基準としては、一般市民法秩序との関連性が用いられてきたが、団体の性質や目的、さらにはその処分の内容が多様であることから、団体の内部的処分の影響が、構成員たる以上当然受忍すべき範囲にとどまるのか、それを超えて一市民として保障されている権利にまで及ぶのかの判断は困難であり、結局は当

該処分が被処分者の、社会生活上法的保護に値する利益に与える影響の重大性によって判断することになるとされる<sup>6)</sup>。近時の判例においても、例えば土業団体の内部処分について、当該資格そのものや、その業務活動に関して支障を生じさせるものであるかどうかを基準とする<sup>7)</sup>ほか、本件と類似する芸能関連の団体について、家元による除名処分が単なる師弟関係の解消にすぎず、処分を受けた者の法律上の地位や権利義務関係に直接影響を与えるものではないとして、法律上の争訟性を否定するものがある<sup>8)</sup>。これらはいずれも、被処分者が当該処分によってその生活基盤を奪われることになるかどうかを基準としているといえる。

### 2 審理の対象(処分の適否の審査)

法律上の争訟性を認め、司法審査の対象となるとしても、「法令を適用して紛争を終局的に解決する」ことの意味、具体的にはその審査の範囲については、団体の自律権の尊重との関係で、それを実体的・手続的にどこまで制限するかについて議論がある。実体的審査が形式的なものにとどまれば、団体内部運営に十分立ち入ることができず非中立な結論を招くおそれもあり、団体内部の少数派、反執行部派に属するために地位確認が必要となっている原告にとって、踏み込み不足で不公正な審理になるとの批判もある<sup>9)</sup>。審査の対象として考えられるのは、当該組織の有する手続規定の適否、処分権者の処分権限、処分による不利益の程度などであるが、近時の判例は、団体が秩序維持のために必要とする裁量権の範囲と、被処分者の受ける不利益の程度とのバランスに配慮しつつ、かなり踏み込んだ実体的審査をする傾向にあるともいえる<sup>10)</sup>。

### 三 検討

結論として、法律上の争訟性を認めた本判決は妥当と考える。

名取という地位は確かに、花柳流という伝統芸能を継承し保護することを目的とした団体の中で、一定水準の芸を極めたことの証であり、それだけ見れば一般市民法秩序とは関係のない特殊な意味を持つともいえる。しかし、裁判所が認定しているように、その地位を基礎として様々な社会

的・経済的な利益が生じているのであり、その所属する組織が大きければそれだけ、その地位を失った場合の不利益も大きくなる。これまで類似の例で法律上の争訟性を否定した判例と比較すると、花柳流という日本舞踊の最大流派であり、2万人の門弟を有している非常に大きな組織であり、社会的な認知度も高いこと、その名取の地位にあることは、財産的利益の基盤のみならず、日本舞踊家としての技能、作法等に関しても一定の社会的評価につながることで、さらには、花柳流の組織の中核を成す花柳会という事業上の重要な影響力を有する団体において議決権等を有し、当該組織の運営にも参画しうることからすると、法的保護に値するその地位を失うことは、単なる師弟関係の解消にとどまらず、生活の基盤となっている事業活動自体を継続することができなくなることを意味するものであり、Xに与える影響は重大であるといえる。

ついで、団体の内部処分について司法審査をどこまで認めるかについて、本判決は、花柳流に属する者が遵守すべきものとされる花柳流規則に基づいて行われていることから、団体の自治を尊重すべきであるという立場も認めつつ、最判平成18年ルールに従い、裁量処分の適否を判断し、結果として本件処分を無効と判断した。この点については、Xの被る不利益が無視し得ないほどに重大であるという理由で、一般市民法秩序との直接的関係性を認めている以上は、手続的事項にとどまらず、実体的事項についても審査の対象とすることは、いわば当然であるといえる<sup>11)</sup>。しかしこのように考えると、本来形式的であるはずの法律上の争訟該当性の判断の段階で、処分の適否という本案の中身に立ち入ることになり、団体の自律権の尊重とのバランスが微妙になってくることは否めない。本件では、処分対象事実の評価(重大な非行行為に該当しないこと)、処分による不利益の程度等(除名による不利益が甚大であること)、処分に際しての手続(被処分者の事情の十分な把握と考慮を経っていないこと)、処分がされるに至った背景等(組織内の対立を背景に被処分者を排除する意図の介在が推認されること)の諸点を総合考慮したうえで判断している。かなり踏み込んだ審理であるが、信教の自由が問題となる宗教団体に比べて踏み込みやすかったことに加えて、家元という

ある種絶対的な存在である処分権者の一存(恣意的な判断)で利害対立のある者が排除される可能性もあり、処分によって著しい不利益を被る可能性のある者を救済する必要性が極めて高い事例であったと思われる。

#### ●—注

- 1) Y<sub>1</sub>らは最高裁に上告及び上告受理の申立てをしたが、最高裁は上告棄却、不受理決定をし(最決平29・5・9LEX/DB25545898)、本判決が確定した。
- 2) 竹下守夫「団体の自律的処分と裁判所の審判権」書研所報36号(書研創立40周年記念論文集)(1990年)1頁以下、特に12頁以下。
- 3) 新堂幸司『民事訴訟法学の基礎』(有斐閣、1998年)281頁、伊藤眞「法律上の争訟」高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例百選〔第5版〕』(有斐閣、2015年)4頁以下参照。
- 4) これまでの判例・学説の整理については、伊藤・前掲注3)5頁以下、高橋宏志「審判権の限界」伊藤眞ほか編『民事訴訟法の争点』(有斐閣、2009年)18頁以下、安西明子『民事訴訟における争点形成』(有斐閣、2016年)22頁以下、山本和彦『民事訴訟法の基本問題』(判例タイムズ社、2002年)33頁以下他参照。
- 5) 松村和徳「宗教団体の内部紛争と民事裁判権の限界」中村英郎編『民事訴訟法演習』(成文堂、1994年)24頁、高橋・前掲注4)19頁、伊藤・前掲注3)5頁。
- 6) 竹下・前掲注2)36頁は、その処分によって国民の権利保護を本来の使命とする裁判所が、無視し得ないほどの重大な権利・利益の侵害が行われているか否かが決め手となるとする。
- 7) 大阪地判平19・1・30判時1978号32頁、判タ1249号285頁は司法書士会の注意勧告処分について肯定、大阪高判平26・2・27金判1470号30頁は公認会計士協会の戒告処分について否定。
- 8) 東京地判平17・11・16(LLI/DB判例秘書L06034331)(小唄)、東京地判平21・1・13(LLI/DB判例秘書L06430050)(華道)。
- 9) 安西・前掲注4)書100頁。
- 10) 例えば、最判平24・1・16判タ1370号80頁(官公庁の職員の懲戒処分について裁量の範囲を超えて重過ぎるとして無効)、最判平13・4・26判時1750号94頁(個人タクシー事業者を組合員とする事業協同組合がした除名決議が除名事由の明示を欠くとして無効)、最判平18・10・6判タ1228号128頁(法人の従業員に対する懲戒処分を懲戒権の濫用として無効)など。
- 11) 竹下・前掲注2)39頁。